平成二十七年三月作成

（宮古都市計画区域）
宮古島市都市計画図

宮古都市計画臨港地区の変更
（沖縄県決定）
平良臨港地区（漲水地区・下崎地区）
総　括　図
Ａ０　＝　１：10，000

下崎地区

今回変更区域
（減少部分）
下崎地区：約0．4ha

平良港臨港地区
約81．4ha

漲水地区

今回変更区域
（増加部分）
漲水地区：約0．2ha

トゥリバー地区

大浦地区土地区画整理事業　約21.5ha

凡　例

用途種別	
第一種低層住居専用地域	1低
第一種中高層住居専用地域	1中高
第二種中高層住居専用地域	2中高
第一種住居地域	1住
第二種住居地域	2住
準住居地域	準住
近隣商業地域	近商
商業地域	商業
準工業地域	準工
工業地域	工業
無指定地域	無指定
学校	
起点・終点	
都市計画道路	
文教地区	
土地区画整理	
地区計画区域	
公園	
臨港地区	
防火地区	
下水道施設等	

宮古島市用途地域内の建築物の用途制限

例示	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分の延床面積≦50㎡かつ≦建築物の延べ面積の1/2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が1,500㎡を超え 3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 150㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が1,500㎡を超え 3,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館							○	○	○			○
遊戯施設（ボウリング場、勝馬投票券発売所等）								○	○			
カラオケボックス等								○	○			○
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等								○	○			○
劇場、映画館、演芸場、観覧場								○	○			○
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等												
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大学、専修学校等、病院等								○	○			○
自動車教習所								○	○	○	○	○
単独車庫（一定規模以下の機械式等）								○	○	○	○	○
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公衆浴場、診療所、保育所等								○	○	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等								○	○	○	○	○
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等								○	○	○	○	○
自動車教習所								○	○	○	○	○
単独車庫（附属車庫除く）	○	○										
建築物附属自動車修理工場										○	○	○
畜舎（15㎡を超えるもの）	○	○	○	○	○	○	○					
パン屋、米屋、菓子屋、洋服店、酒屋、畳屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場										○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれがやや少ない工場											○	○
危険性や環境を悪化させるおそれが中程度の工場												○
危険性や環境を悪化させるおそれが著しい工場												○
自動車教習所								○	○	○	○	○
火薬、石油類、アルコール類その他危険物の貯蔵又は処理の量	製作所の許容量の制限											
物品の販売・飲食の業種	製作所の一部の制限											
	製作所の一部の制限											
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	風俗営業の制限											

○：建てられる用途　　：建てられない用途（ただし、用途以外の形態で建てられる場合がある）

1:10,000
0　100　500　1000m

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院の発行のものを、国土基本図を複製したものである。（承認番号　平27神複、第3号）」

株式会社　パシフィコ横浜国際会議事業部（〒二二〇－〇〇一二）

宮古島市役所